

災害時における相互協力に関する協定書

文京区（以下「甲」という。）と学校法人桜蔭学園（以下「乙」という。）は、災害時における相互協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、文京区の区域内（以下「区内」という。）で地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において甲が開設し、管理し、及び運営する避難所の避難スペースの不足に備え、乙の施設を女性及び子ども等の二次的な避難所として提供することについて、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 女性及び子ども等 区内に居住し、勤務し、又は在学する女性並びに小学生以下の子ども及びその女性保護者（女性保護者がいない場合は、他の保護者その他甲及び乙が認める者）をいう。
- (2) 二次的な避難所 災害時において甲が開設し、管理し、及び運営する避難所の避難スペースに不足が生じ、当該避難所に避難した区民等の受入れが困難な場合において、新たに当該区民等のうち女性及び子ども等を受け入れる場所をいう。
- (3) 防災スマートフォン 防災行政無線の放送内容等を受信できる甲のアプリケーションが搭載されたスマートフォンをいう。
- (4) 自主受入避難者 甲が二次的な避難所を開設する前に、乙が東京都私立中学高等学校協会の「登下校時の緊急避難校ネットワーク」により自主的に乙の施設に受け入れた者をいう。

（協力内容）

第3条 甲及び乙は、次項から第7項までに定めるところにより、相互に協力する。

- 2 甲及び乙は、災害に関する情報を入手したときは、相互に情報を共有するとともに、区民等に注意喚起のための情報発信等を行い、当該災害による被害の拡大防止を図るものとする。
- 3 甲は、乙に対し、次項に規定する乙の施設内に設置する戸別受信機又は防災スマートフォンを貸与し、災害時に当該機器を通じて甲の情報を乙に提供するものとする。
- 4 乙は、災害時における女性及び子ども等の安全確保のため、乙の施設の一部を二次的な避難所として、甲に提供するものとする。
- 5 乙は、災害時において二次的な避難所の開設、管理及び運営に協力するものとする。
- 6 甲は、二次的な避難所に受け入れた女性及び子ども等（以下「避難者」という。）に対し、甲の所有する備蓄物資を提供するものとする。

7 第2項から前項までに定めるもののほか、乙は、甲が災害対策上必要があると認めた場合は、甲の要請に協力するよう努めるものとする。

(対象施設、受入可能人数等)

第4条 前条第4項の規定により乙が提供する施設（以下「乙施設」という。）は、次のとおりとする。

名称	所在地	使用箇所	受入可能人数
学校法人桜蔭学園	文京区本郷一丁目5番25号	講堂棟1階 同地下1階 同地下2階	200人

2 乙が乙施設に女性及び子ども等を受け入れる際は、前項に規定する使用箇所のみを女性及び子ども等に使用させるものとし、乙の許可なく、その他の場所に立ち入ることを禁止するものとする。

3 乙は、業務等の活動の妨げとなる場合は、その理由を示し、甲と協議の上、第1項に規定する使用箇所を変更し、又は施設の提供を中止することができるものとする。

(協力要請)

第5条 甲が第3条第4項、第5項又は第7項に規定する協力を乙に要請する場合は、文書により行うものとする。ただし、緊急かつやむを得ないときは、口頭、電話、電子メール等により行い、事後において速やかに文書を提出するものとする。

(二次的な避難所の開設等)

第6条 乙は、災害時において甲から第3条第4項及び第5項に規定する協力の要請を受けたときは、乙施設の状況を速やかに調査し、女性及び子ども等を安全に受け入れることが可能であること及びその受入可能人数の概数を確認した後、当該乙施設を甲に提供する。この場合において、乙が当該確認の結果、安全に受け入れることが困難であると判断したときは、当該乙施設を甲に提供しないことができる。

2 乙は、前項の規定により乙施設を提供しないと判断したときは、甲に対し、その理由の説明を文書により行うものとする。ただし、緊急かつやむを得ないときは、口頭、電話、電子メール等により行い、事後において速やかに文書を提出するものとする。

3 甲は、第1項の規定により乙施設の提供を受けたときは、二次的な避難所を乙施設に開設し、管理し、及び運営する。

4 甲は、前項の規定により二次的な避難所を開設するときは、乙の業務等の活動の妨げとならないよう配慮するものとする。

5 甲は、乙施設を二次的な避難所として利用する必要がなくなった場合は、速やかに当該二次的な避難所を閉鎖するものとする。

(費用負担)

第7条 甲は、次に掲げる費用を負担するものとする。

- (1) 第3条第3項の規定により貸与する戸別受信機又は防災スマートフォンの設置に要する費用
 - (2) 二次的な避難所の開設、管理及び運営に要する費用（自主受入避難者に係るものを除き、二次的な避難所を開設する前に乙が受け入れた自主受入避難者以外の避難者に係るものを含む。）
- 2 前項の規定により甲が負担する費用の額については、甲乙協議の上、決定するものとする。
 - 3 第1項に規定する費用以外の費用（自主受入避難者に係るものを除く。）の負担については、甲乙協議の上、決定するものとする。

（開設期間）

第8条 二次的な避難所の開設期間は、災害時から起算して7日以内とする。ただし、甲は、必要があると認めるときは、乙と協議の上、1回につき7日を限度として、当該期間を延長することができる。

- 2 乙は、第6条第1項の規定により甲に提供した乙施設を、教育活動の再開等により使用する場合は、甲に対し、二次的な避難所の閉鎖を申し出ることができるものとする。
- 3 前項の規定による申出は、文書により行うものとする。ただし、緊急かつやむを得ないときは、口頭、電話、電子メール等により行い、事後において速やかに文書を提出するものとする。
- 4 甲は、第2項の規定による申出があった場合は、乙の指定する期日までに二次的な避難所を閉鎖するものとする。

（原状回復）

第9条 甲は、二次的な避難所を閉鎖するときは、乙施設のうち当該二次的な避難所として使用した箇所を甲の費用をもって原状に復し、かつ、乙の確認を受けた後に引き渡すものとする。

（秘密の保持）

- 第10条 甲は、避難者以外の者に係る個人情報を乙施設から持ち出してはならない。
- 2 乙は、この協定に基づく女性及び子ども等の受入れに関して知り得た秘密を、正当な理由なく他に漏らしてはならない。
 - 3 前2項の規定は、この協定が有効期間の満了又は解除により効力を失った後も、なおその効力を有するものとする。

（有効期間）

- 第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和5年6月30日までとする。ただし、当該期間満了の日の3月前までに、甲又は乙から解除又は変更の申出がないときは、当該期間は、更に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。
- 2 甲及び乙は、この協定の有効期間中であっても、協議の上、この協定を改定することができるものとする。

(協議)

第12条 この協定の解釈について疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が署名の上、双方それぞれ1通を保有する。

令和4年5月9日

東京都文京区春日一丁目16番21号
甲 文京区
代表者 文京区長 成澤 廣修

東京都文京区本郷一丁目5番25号
乙 学校法人桜蔭学園
代表者 理事長 齊藤 由紀子